

規制の事前評価書

法令案の名称：外国為替令等の一部を改正する政令案

規制の名称：外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当当局：経済産業省 貿易経済安全保障局 貿易管理部 安全保障貿易管理課

評価実施時期：令和7年1月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の16の項に掲げる貨物（以下「非リスト規制品目」という。）の中でも一部の汎用品の軍事転用の事案が特に顕在化してきており、外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）に基づき、非リスト規制品目が我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を特に妨げることとなる特定の貨物である場合には、通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるときに該当するときも、当該輸出をしようとする者は経済産業大臣の許可を受けなければならないものとする（規制①）。また、技術の提供については、省令において、貨物の輸出に係る上記の整理と対応する規制を行う。
- 昨今、調達活動の複雑化、巧妙化が進み、各国の輸出管理の措置の回避が試みられるなど、迂回輸出への対応も求められていることを踏まえ、輸出令別表第3に掲げる国・地域（以下「グループA国」という。）の国・地域を仕向地とする技術の提供及び貨物の輸出について、主としてグループA国以外への迂回防止の観点から、大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合に経済産業大臣の許可を要することとする（規制②）。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- 規制①の背景として、近年、非リスト規制品目の中でも一部の汎用品・汎用技術の軍事転用の事案が特に顕在化しており、「産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会」の中間報告（2024年4月24日）においても、これに対応することが求められた。例えば、ロシアによるウクライナ侵略では、無人航空機、衛星通信装置、3Dプリンタ等の民生の汎用品・汎用技術が活用されていることが指摘されている。
- 規制②の背景として、懸念国等による調達活動の複雑化、巧妙化が進み、各国の輸出管理の措置の回避が試みられており、補完的輸出規制の対象から除外されているグループA国を経由した迂回輸出への対応も求められている。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- 規制①について、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物のうち、一般国を仕向地とする輸出について客観要件の対象とする貨物を同欄（1）に規定するとともに、（1）以外の貨物を同欄（2）と規定する。その上で、同欄（1）について、一般国を仕向地とする取引についても、通常兵器キャッチャーホールの発動要件として客観要件を規定する。
- 規制②について、グループA国において行う外国為替令別表の16の項の中欄に掲げる技術の提供及びグループA国を仕向地とする輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出について、迂回対策の観点か

ら、法第第 25 条 2 項及び 48 条第 2 項による許可の対象とする。ただし、対外取引に対する制限を最小限度のものとするとの考え方から、グループ A 国以外の国・地域における大量破壊兵器等・通常兵器の開発等に用いられるおそれ（迂回懸念）がある場合にのみ規制対象とすることとし、輸出管理当局として迂回調達の懸念情報を入手し、個別に通知（インフォーム）した場合に限り、許可を受ける義務を課することとする。

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- ・ 昨今、同志国が自衛隊と国内で共同訓練を行う機会が増大しているところ、同志国が訓練のために持ち込んだ自らの装備を自国に持ち帰る場合にまで輸出許可にかかるしめる合理的な理由はないため、当該持ち帰りの際の輸出許可を適用除外とする（緩和①）。
- ・ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替令等の臨時特例に関する政令（以下「臨特令」という。）第 3 条において、我が国に駐留する合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族、軍人用販売機関等、軍事郵便局、軍用銀行施設及び契約者等（以下「第 3 条に規定する者」という。）が行う貨物の輸出及び技術の提供について許可義務を引き続き免除する（緩和②）。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 緩和①について、近年、いわゆる同志国が自衛隊と国内で共同訓練を行う機会が増大しているところ、現行規定の下では、これら同志国が訓練のために持ち込んだ自らの装備を自国に持ち帰る場合であっても法第 48 条第 1 項の輸出許可が必要であり、これに伴う許可申請の審査に係る行政負担は増大している。加えて、本年 4 月に産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会において取り纏められた中間報告においても、「我が国自衛隊と同志国部隊との共同訓練のため、同志国が我が国に持ち込んだ防衛装備の我が国からの輸出について、外為法の適用可否を含め手続の簡素化を検討すべきである」と指摘されている。
- ・ 緩和②について、臨特令第 3 条に規定する者は、その保有する貨物及び技術の懸念国への流出のおそれが低いことから、今般の改正により新設される経済産業大臣の許可を受ける義務は臨特令第 3 条に規定する者が行う輸出等も対象となるが、改正法の施行の前後において臨特令第 3 条に規定する者の性質には何らの変更はなく懸念国への迂回輸出等のリスクは引き続き低いと考えられる。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- ・ 輸出令第 4 条第 1 項第 2 号ホにおいて「無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、告示で定めるもの」を許可対象の例外としており、当該規定に基づく告示において、共同訓練のために持ち込んだ貨物の輸出について、許可対象の例外とする（緩和①）。
- ・ 日本に駐留する合衆国軍隊等が行う技術取引等について、今般の改正に基づく規制の対象外とする（緩和②）。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

■ 検討した □ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 今回の措置は、国際的な安全保障環境の大きな変化や安全保障上の関心としての国家主体の再浮上、デュアルユース技術の重要性の高まり等を踏まえた上で、各種制度や運用の見直しを進めるものであり、非規制手段は考えられない。我が国としては、産業構造審議会貿易経済協力分科会安全保障貿易管理小委員会において

て、欧米における制度導入状況を注視しながら慎重に制度のあり方を検討したところである。

＜その他非規制手段の検討状況＞

- 非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- 非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- 非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- 非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった
(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)
 - ・ 今般の措置は、輸出管理制度を適切に運用するために、産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会の中間報告を踏まえて、輸出の管理措置に係る諸政策を実施するものであり、非規制手段は考えられない。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 我が国が輸出管理制度を適切に運用することにより、外為法の目的である国際的な平和及び安全の維持に寄与することが出来る。
- ・ 我が国が輸出管理を適切に実施することにより、外為法の目的の達成に寄与することを金銭価値化することは困難である。

【緩和・廃止】

- ・ 我が国が輸出管理制度を適切に運用することにより、外為法の目的である国際的な平和及び安全の維持に寄与することが出来る。
- ・ 緩和①及び②により、同志国等における遵守費用として、作業コストの軽減が見込まれる。他方、上記作業コストは対象者の規模等によって異なり、また同志国等の機密情報になることから、定量的な分析は困難である。

4 負担の把握

【新設・拡充】

＜遵守費用＞

- ・ 許可申請手続に係る作業コストの発生（申請手続きに係る書類作成、取扱い品目が規制に該当するかの確認作業）
- ・ 組織内の輸出管理体制の拡大
- ・ 販売戦略等への影響（相手国・地域や品目によっては、輸出が許可されない事案が想定され、外貨獲得の機会の減少や販売戦略そのものへの影響が生じうる）

他方、上記作業の事務負担は事業者の規模等によって異なり、また個社の機密情報になることから、定量的に推計することは困難である。

＜行政費用＞

- ・ 許可対象へ追加となった品目に係る審査・検査業務が追加発生
- ・ 許可対象範囲の変更について企業等への周知業務が発生（説明会開催及び資料作成、並びに改正内容を的確に説明・判断するための知見の蓄積等が必要になる）

＜その他の負担＞

- ・

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- ・ 緩和①については、有志国等の共同訓練に係る輸出管理のみの負担を軽減するものであり、顕在化する負担は生じない。
- ・ 緩和②については、第3条に規定する者に限って輸出管理の負担を軽減するものであり、顕在化する負担は生じない。

＜行政費用＞

- ・ 緩和①により、(1) 有志国等への周知に係る業務の増加及び(2) 有志国等における安全保障貿易管理の体制及びその運用状況等のモニタリングに係る業務の増加が見込まれる。しかしながら、(1)についてはメールの送付やHPへの掲載等によるため特段の行政費用は発生せず、(2)についてはこれまでの審査業務等で対応可能であり、費用の増加は限定的であるが、有志国等の輸出管理の状況等にもよるため、定量的に推計することは困難である。
- ・ 緩和②については、従来の措置を規制②の場合にも適用するのみであるから、特段の行政費用は発生しない。

＜その他の負担＞

- ・

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

・

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

委員会では、以下のような意見も出されており、施行に向けて更に検討・調整を進めていく。

- ・ 国内外の関係者に対する一層の透明性の確保（アウトリーチ活動や情報発信）
- ・ インテリジェンス能力の向上と外部人材の活用

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 第14回産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会【2023年11月1日】

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/014.html

- ・ 第15回産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/015.html

- ・ 第16回産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/016.html

- ・ 第17回産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/017.html

- ・ 第18回産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/018.html

- ・ その他関係者との事務方による意見交換を数十回程度行った。その議事録は公表していない。

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 特段予定されていない。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

- ・ 国際情勢や輸出管理の運用状況等を踏まえて適切に判断していく。